

わたしの議会。



1月8日 成人式実行委員会の皆さんによるTOBAミライトークのPR

とば市議会だより 目次

副市長の事件に係る経過報告…………… 2	一般質問…………… 7～8
議案質疑、常任委員会報告…………… 3～5	委員会行政視察、他…………… 9～11
議員別表決結果…………… 6	きらり輝く人達…………… 12

副市長の事件に係る経過報告



鳥羽市議会議長
浜口 一利

昨年12月28日に、木下憲一副市長が木田久主一市長に退職願を申し出て、受理された旨の報告を市長から受けました。

昨年3月に新聞報道で発覚しました副市長に係る事件につきまして、市民の皆様からご心配の声が各議員にも届いており、市政を混乱させたことに対し、議長として遺憾の意を表します。

副市長は退職となりましたが、この事件につきましては目下裁判で係争中であり、本市議会といたしましては、その推移を見守り、これまでと同様全員協議会等において市長から報告を受けるとともに、必要に応じて対応を協議していく所存です。

市民の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

経過報告（平成28年12月末現在。内容の一部は報道による。肩書は当時。）

- 3月 3日 市内介護事業所経営男性(以下「男性」という。)からの市清掃センターに絡む脅迫に対し、副市長が多額の私金を複数回に分けて支払ったことが報道される。
- 3月 4日 市長及び副市長が市議会の任意会議で経緯を報告。
- 3月 7日 市議会本会議で市長及び副市長が報告と陳謝。
- 4月 6日 副市長が鳥羽警察署に被害届を提出。
- 6月29日 鳥羽警察署が男性を恐喝容疑で逮捕。
- 7月19日 鳥羽警察署が容疑者の男性を恐喝未遂容疑で再逮捕。
- 8月 9日 津地方検察庁が恐喝と恐喝未遂の罪で容疑者の男性を起訴。
- 9月23日 津地方裁判所の初公判で被告の男性が起訴内容を否認。
- 10月 3日 市が副市長に対する懲戒処分(けん責)を公表。
- 10月14日 市議会本会議で市長が懲戒処分の報告及び副市長が改めて陳謝。
- 11月14日 津地方裁判所の公判に副市長が出廷し、証人尋問で証言。
- 12月 6日 平成18年に市が男性から購入した土地に関する一部報道について、市長が記者会見。
- 12月 7日 市が男性から購入した土地の経緯等について、市長及び副市長が市議会全員協議会で報告。
- 12月12日 津地方裁判所の公判に元鳥羽市議が出廷し、証人尋問で証言。
- 12月15日 津地方裁判所の公判に副市長の知人が出廷し、証人尋問で証言。
- 12月19日 津地方裁判所の公判に被告男性が立替えて支払ったと主張する元団体関係者が出廷し、証人尋問で証言。
- 12月28日 市長が副市長の退職願(12月31日付)を受理した旨の報告を受け、議長コメントを公表。

議会報告

財産の処分について、議案1件を審議しました。

・議案質疑・

戸上 健

ズリの責任は
誰にありますか

副市長

事業者です

問 平成26年7月11日に議会が議

決して現在進行中の契約につ
いて、どんな障害が生じて新
たな契約となったのですか。

答 副市長 現状、緑化工を阻害
しているズリ※、残土等の解
決が最初にあります。

問 このズリの対応、処理の責任
はそもそも誰にありますか。

答 副市長 事業者の責任におい
て処理します。

問 売買契約書第4条第2項の規
定とは。

答 総務課長 第4条は施設の撤
去、残土処理の部分がうたっ
てあります。同条第2項では、
「乙※は採石終了後、残土処理
を速やかに行わなければならない」となっています。

※ズリ：鉱石に含まれる無価値の岩石や岩片
※乙：事業者（鶴田石材株式会社）

山本 哲也

有利なものだと
言えますか

市長

圧倒的に有利だと
信じています

問 否決したにもかかわらず、ま
た今回、上程する理由を聞き
ます。

答 市長 今回は埋めてしまえ
ば、自然に緑化のできる部分
で、そこへ至るまでも緑化に
支障を来すようなものではあ
りません。今、山積みになれ
ているズリ等が整理されてこ
ちらから見た景色がよくなり
ます。かんらん岩を売った収
入は鳥羽市の財政として市民
を潤すことができます。そう
いったところから大きく見て
デメリットはほとんどありま
せん。そしてメリットのほう
が大きいです。

問 有利なものと言えますか。

答 市長 現時点で、圧倒的に有
利だと信じています。

常任委員会報告

● 総務民生常任委員会に1議案が付託されました。

総務民生
委員会

審査の主な内容は、次のと
おりです。

(議案第29号 財産の処分につ
いて)

問 今後の緑化は、どのように
進めていくのか。

答 この議案を上程する前に意
見を聞いた市内4団体のほ
か、国県の職員や専門知識
のある学識経験者を入れた
菅島採石場緑化監視委員会
(仮称) の設置を予定してい
る。緑化監視委員会は、砕
石現場を調査し、市や事業
者、地元に対して緑化工実
施の意見や助言を出しても
らえるよう考えている。

問 粉塵の飛散や濁水の流出が
発生した時は、どのように
していくのか。

答 粉塵の飛散防止策は、散水
の回数を増やすだけでなく、



菅島採石場ズリ等堆積箇所及び版下箇所

製品の貯留場所に風防の覆
いを設置し、濁水防止とし
て新たに沈砂池の設置を計
画している。

議会報告

平成28年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）ほか、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてなど、議案19件を審議しました。

・議案質疑・

戸上 健

改正内容の実施は

いつからですか

健康福祉課子育て支援担当副参事

平成28年4月に

さかのぼります

問 鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、何が変わりますか。

答 健康福祉課子育て支援担当副参事
年収約360万円未満の世帯の保育料については、子ども的人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無料とすることや、年収約360万円未満のひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降を無料とするものです。

問 実施はいつからですか。

答 健康福祉課子育て支援担当副参事
平成28年4月にさかのぼり実施します。

問 還付はいつからですか。

答 健康福祉課子育て支援担当副参事
平成29年1月末に遡及の対応をした
い。

常任委員会報告

●各常任委員会に18議案が付託されました。

総務民生
委員会

審査の主な内容は、次のとおりです。

（議案第40号 鳥羽市市税条例の一部改正について）

問 今回の改正の内容は、どのような人が如何なる場合に対象となるのか。

答 市内に居住する方が、台湾にある企業や法人等から利子や配当等を受ける場合に対象となる。

（議案第42号 鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について）

問 今回の保育料改正で、大きく変わった点はあるところか。

答 保育料については、市独自の施策として、同時在所の場合第2子以降を無料としている。今回の改正で、国の施

文教産業
委員会

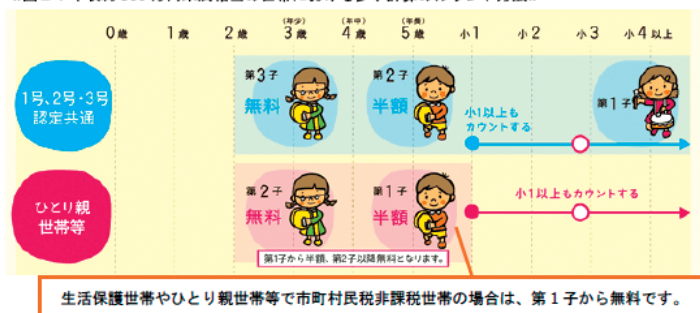
審査の主な内容は、次のとおりです。

（議案第35号 鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について）

問 簡易水道が上水道へ統合されることで国からの補助について、水道事業会計への影響はどうか。

答 平成19年から10年間の間、6事業合わせて1億4496万円の工事を行ってきた。簡易水道事業の補助率は2分の1が上限だが、上水道事業と統合されることにより補助率が3分の1になり、水道事

＜図2：年収約360万円未満相当の世帯における多子計算のカウント方法＞



幼稚園・保育所の保育料改正

業会計に負担がかかることが予想される。平成19年に国から通知がきてから、10年間の猶予期間に6事業を整備して、今後の水道事業会計に負担がかからないようにしてきた。



上水道事業に統合される簡易水道事業

(議案第47号 海水浴場利用者負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

問 損害賠償の休業補償額が1日2万円となっているが、基準はあるのか。

答 顧問弁護士に相談したところ、被害者が勤務されている5月から7月までの給料支払明細の額となっている。1日も休まず勤務し、被害者の職業柄、雨で仕事が出来なくなっても1カ月分の給料が保証されているかもしれない。現に、被害者の会社から給料支払明

細書と休業損害証明書が提出されているので、市として反証する術はないとのアドバイスを受けた。

(所管事務調査「景観と再生可能エネルギーの調和について」)

現時点で報告書の作成状況と、12月26日に三重県庁に出向き「再生可能エネルギー(メガソーラー・風力発電設備等) 開発に係る三重県環境影響評価条例の環境アセスメントについて」行政視察を行うことの確認を行った。
※9ページに行政視察報告を載せています。

予算決算委員会

審査の主な内容は、次のとおりです。

補正予算の主なものは――

- 臨時福祉給付金等給付事業 (経済対策分)

- 7408万円
- 答志漁港外2漁港漁村再生交付金事業
- 2254万円
- 市営安楽島海水浴場利用者負傷事故に伴う損害賠償の額

98万円

(議案第30号 平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第3号) 歳出第3款民生費)

人事

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに同意

上井 千春 氏
うえい ちはる

問 就労継続支援(A型)について、通勤費は含まれていないが改善されたのか。
答 市単独事業により、受給対象者が利用する公共交通機関の運賃の半額を助成している。

	H27年度		H28年度 予算				H27・H28比較	
	決算		当初		補正		計	
	実利用者数(人)	給付費(千円)	実利用者数(人)	給付費(千円)	給付費(千円)	実利用者数(人)	給付費(千円)	増減(千円)
介護給付費	①居宅介護	28 8,756	23 7,200	3,551	24 10,751	△ 4	1,995	1.23
	②療養介護	1 37	0 0	0 0	0 0	△ 1	△ 37	0.00
	③訪問介護	12 1,051	12 1,162	△ 323	11 839	△ 1	△ 212	0.80
	④短期入所	19 6,317	10 3,750	3,560	25 7,300	6	1,013	1.16
	⑤介護合算	66 181,128	65 158,615	4,844	62 163,459	△ 4	2,321	1.01
	⑥療養介護	3 8,942	3 8,939	△ 2,597	3 6,342	0	△ 2,600	0.71
	⑦施設入所介護	43 63,769	42 61,816	5,416	43 67,232	0	3,463	1.05
障害者給付費	①共同生活援助 ※	20 23,689	18 26,843	825	22 27,668	2	3,979	1.17
	②自立訓練	2 1,015	1 2,400	29	1 2,429	△ 1	1,414	2.39
	③就労移行支援	7 4,050	3 5,560	49	6 5,609	△ 1	1,559	1.38
	④就労継続支援(A型)	13 11,447	12 14,588	6,607	18 21,195	5	9,748	1.85
	⑤就労継続支援(B型)	85 104,489	77 103,009	9,895	87 112,704	2	8,215	1.06
	⑥特別介護給付費	2 407	1 600	△ 369	2 231	0	△ 178	0.57
	⑦特定障害者特別給付費	63 7,730	60 7,200	954	64 8,154	1	424	1.05
	⑧地域福祉支援給付費	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	-
	⑨計画的支援給付費	142 6,428	150 5,520	1,304	171 6,824	29	394	1.06
	⑩補償費	50 3,522	50 4,800	210	50 5,010	0	1,488	1.42
障害者自立支援給付費	①高齢障害者福祉サービス等給付費	3 48	3 300	△ 275	3 25	0	△ 20	0.56
	②障害者生活援助	3 414	2 120	1,854	5 2,004	2	1,590	4.84
	③障害生活援助	14 5,361	15 4,440	4,948	14 9,388	0	4,027	1.75
	④療養介護給付費	3 2,488	3 2,474	△ 432	3 2,042	0	△ 447	0.82
障害者福祉給付費	①障害者福祉支援	6 1,476	4 1,456	1,056	7 2,512	1	1,042	1.71
	②就労支援等サービス	19 9,948	18 8,424	6,100	20 16,524	1	6,576	1.66
	③障害者福祉支援給付費	21 951	22 784	944	24 1,728	3	777	1.82
合計	625 433,465	594 430,000	50,000	665 480,000	40	46,535	1.11	

※ 訓練等給付費の共同生活援助には、介護給付費の自立型介護給付費を含む。
障害者自立支援給付費の扶助費

平成28年10月12日会議

議員別表決結果

○：賛成 ×：反対
-：欠席もしくは棄権

議案番号	議案名	議決日	審議結果	片岡直博	河村孝	山本哲也	木下順一	井村行夫	中世古泉	戸上健	浜口一利	坂倉広子	世古安秀	橋本真一郎	尾崎幹	坂倉紀男	野村保夫
29	財産の処分について	10月12日	可決	○	○	○	○	○	○	×	議長につき表決なし	○	○	○	○	○	○

平成28年12月1日～12月21日会議

議員別表決結果

○：賛成 ×：反対
-：欠席もしくは棄権

議案番号	議案名	議決日	審議結果	片岡直博	河村孝	山本哲也	木下順一	井村行夫	中世古泉	戸上健	浜口一利	坂倉広子	世古安秀	橋本真一郎	尾崎幹	坂倉紀男	野村保夫		
30	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第3号)	12月21日	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長につき表決なし	○	○	○	○	○	○		
31	平成28年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
32	平成28年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
33	平成28年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第1号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
34	平成28年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
35	鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	※	○	○	○	○	○	○
36	鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例の廃止について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
37	鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
38	鳥羽市職員給与条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
39	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
40	鳥羽市市税条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
41	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
42	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
43	鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
44	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
45	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
46	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号)		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
47	海水浴場利用者負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて		可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
諮問1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		同意	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

※議案第35号については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、条例で定める特に重要な公の施設について、これを廃止し、または長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の同意を必要とするため、特別多数議決により議長も裁決に加わります。

これが聞きたい・ここが聞きたい

一 般 質 問



12月7日に3人の議員が一般質問を行いました。
質問と答弁の概要をお知らせします。

※一般質問、議案質疑の原稿は議員本人の文責です。

日程	議員氏名	項目
12月7日(水)	戸上 健	「海女条例」の制定について 自然災害による住宅等への土砂等流入被害補助制度について 学校統廃合について
	坂倉 広子	災害に強いまちづくりについて 高齢者の交通対策について
	山本 哲也	市長の進退について 中心市街地のビジョンについて

海女条例の制定を

市長

すばらしい考えだと
認識します

問 全国で海女条例を制定している自治体は。

答 教委生涯学習課長 海女の振興を図る目的の条例を制定しているところはないと認識しています。

問 海女さん日本一の鳥羽を市民みんなが誇る条例、通称海女さん条例を鳥羽が率先して制定しては。

答 市長 条例をつくり、海女の日を制定すれば、全国的にも情報が発信されるのではないかとということで、すばらしい考えだと認識します。



鳥羽は日本一の海女さんのまち

市長 前向きに協議したい

土砂流入にも
災害見舞金適用を

問 台風18号により河内町から堅神、池上、本町と大変な被害をもたらしました。被害住民は抜本的な補助制度を切望しています。公的な支援が受けられたのは何件ですか。

答 健康福祉課長 住宅及び家財に損傷のあった15世帯に対し、鳥羽市災害見舞金支給規則に基づき、見舞金という形でそれぞれ1世帯につき1万円を支給しています。

問 土砂流入、崖崩れ等で、市道に隣接していれば公的な災害復旧があります。それ以外はゼロです。せめてこの見舞金支給規則の中に入るべきではないですか。

答 市長 (金額が) 数十年変わっていないということは市だけではなく、県や国も真摯に対応しなければいけないと思います。今後どうすべきかを前向きに協議したいと思えます。



戸上 健

鳥羽市の高齢者の 外出支援は



坂倉 広子

市長

これからよく議論を
していきたい

問 高齢者の交通事故が問題となり、全国で運転免許証の自主返納者の支援について取り組みが進められています。このことについて、三重県下の状況を聞きます。

答 市民課長 昨年度の三重県都市交通安全連絡協議会で自主返納者支援について各市の取り組みが議論されましたが、返納を推進していく上で関係機関等との協議を要することから、各市とも対策を検討しているところです。

問 鳥羽市の高齢者の外出支援について聞きます。

答 健康福祉課長 毎年4月1日現在で70歳以上の高齢者の方を対象にいきいきお出かけ券を交付して、かもめバス、市営定期船、近鉄電車のいずれかを利用した際の運賃の一部助成や福祉バスの運行を実施しています。今後もこれらの取り組みについて、利用が促進されるよう周

知に努めていくとともに、運転免許自主返納制度による影響等についてもよく研究して、高齢者の安全な移動手段の確保について検討していきたいと考えています。

問 市長の所見を聞きます。

答 市長 鳥羽市でもそういった施策がだんだん必要になってくると感じています。これからよく議論をしていきたいと思っています。



高齢者外出支援車

出馬の意思はありますか



山本 哲也

市長

来年の市長選挙に
出馬しません

問 出馬の意思はありますか。

答 市長 1年ほど前から決めていました。来年4月の鳥羽市長選挙に私は出馬しません。

問 9月の時点でその言葉を出さなかった理由を聞きます。

答 市長 アメリカで言えばレイムダック※、話すことの信用性など色々な影響を考えたのが一つです。立候補する人の都合もありますので、両方を考えれば、12月がちょうどいい時期だと判断しました。

※レイムダック：政治的影響力を失った政治家。

これからのまちづくりは

市長 色々なアイデアを出してほしい

問 中心市街地についてどのように考えていますか。

答 市長 鳥羽城や明慶川を中心としたまちづくり交付金事業をやってきましたが、実際の観光客の周遊に結びつき難いところがあり、まち自体の風情をよくすることが大事だったと思います。

問 中心市街地での景観の取り組みは行っていますか。

答 建設課長 市独自の取り組みは行っていません。今後、景観計画を策定する際には、地域住民との合意形成を図り、自然景観や色彩などに配慮いただく取り決めができないか考えていきたい。

問 これからのまちづくりに対して市長の所見を聞きます。

答 市長 若い、やわらかい頭脳で活性化に向けて色々なアイデアを出してほしいです。



多くの人で賑わう九鬼水軍楽市

▶ 委員会行政視察

各委員会では、次のとおり行政視察を行いました。

総務民生常任委員会

視察日 11月1日～2日

視察先 長野県松本市（「健康寿命延伸都市・松本」の取り組みについて）
長野県軽井沢町（地域防災計画について）



松本市



軽井沢町

文教産業常任委員会

視察日 12月26日

視察先 三重県（再生可能エネルギー（メガソーラー・風力発電設備等）開発に係る三重県環境影響評価条例の環境アセスメントについて）



議会運営委員会

視察日 1月12日～13日

視察先 岐阜県可児市（予算決算審査サイクルについて及び議会が取り組む地域課題解決型キャリア教育支援事業について）

静岡県藤枝市（決算特別委員会による事業評価（市長への提言）及び予算特別委員会と常任委員会とのリンクについて）



可児市



藤枝市

教えて!

広報広聴委員長

昨年からはまったTOBAミライトークについて、広報広聴委員長が分かりやすくご案内します。

問 TOBAミライトークとは。
答 お申込み頂いた地域や団体に議員グループを派遣し、課題解決と一緒に考えて共有します。

問 申し込み対象は。

答 市内在住、在勤、在学の5人以上のグループが市内で実施する集会へ派遣します。市民団体の例として、町内会自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団、ボランティア団体、子育てサークル、NPO、学生等です。また、事業所等の例として、商工会議所、観光協会、医師会、福祉事業所、漁業組合、農業組合、森林組合、その他事業所等となります。

問 時間や開催場所は。

答 毎年6月1日〜翌年4月30日の間で、土日祝日、夜間の開催も可能です。派遣時間は、約1時間30分程度で、原則、公共施設での開催となります。

問 話し合う内容は。

答 ①移住定住 ②子育て支援・教育 ③産業振興・雇用 ④高齢者・障がい者福祉 ⑤環境・まちづくり ⑥防災 ⑦その他（上記以外のテーマで話し合いたいこと）です。

問 申込み方法は。

答 申込み方法は、市議会ホームページからダウンロード、又は、ファクスでお送りします。原則、実施希望日の3週間前までに議会事務局へ電子メール、ファクス、郵送、持参で申し込んでください。



問 議員と話し合うのはお堅い感じで気が引けますが。

答 ご心配いりません。いくつかのテーマに市民と議員が分かれるグループディスカッション方式を基本として、ざっくばらんに話し合いますので、どうぞお気軽にお申し込みください。

問 出た意見は、どうなりますか。

答 頂いたご意見は、市政に反映できるかも知れません。市議会内で検討されます。（ただし、「ご意見の解決をお約束するものではありません。」取り扱いは、市議会ホームページや本紙に掲載されることがあります。）

問 議員との話し合いときくと、繋がりが多い年配の方々が中心ではないですか。

答 そのようなことはありません。昨年9月には答志島のママ友サークルの皆様、12月には菅島の児童保護者を中心とした皆様など、若い世代や女性の方々と話し合いました。「今まで議員と接する機会は無かったが、色々と話せて良かった。」「自分達の意見を率直に受け止めてくれた。」との声も聞いておりますので、遠慮せずにお申し込みください。





田原市議会 鳥羽市議会 友好交流協定

田原市と鳥羽市は、伊勢湾口の対岸に位置し、これまで伊勢湾架橋構想や伊勢湾フェリー航路存続等、県境を越えた行政間連携だけでなく、民間でも観光振興等、さまざまな交流が続いています。

田原市議会と鳥羽市議会も、これまで地域の課題解決に向け、議員間の相互訪問などを実施してきましたが、両市議会の協力関係をさらに発展させることを目的として、10月13日（木）に伊勢湾フェリー船上において、市議会単独で友好交流協定を締結しました。

なお、地方議会同士の協定締結の事例は、西日本で初（全国で4例目）※ となります。

※ただし、次の例はカウントしていない。

- ①行政間の協定（友好都市協定等）に議会も含めている場合 ②議員連盟として交流している場合 ③議長会同士の協定 ④海外の議会との協定



両市議長署名



友好交流協定書



きらり輝く人達

今、きらりと輝いている鳥羽市出身の人達にスポットをあてる企画、今回は歌手の HODAKA さんです。

プロフィール

ホダカ
HODAKA さん (写真右)

1986年生まれ。2006年、大阪のクラブやライブハウスを中心にR&Bシンガーとして活動を開始、全国シンガーコンテストにて3位入賞するなど関西を中心に活動。

2014女性ボーカリスト ^{マリル} MA'LIL (写真左) とシンガーデュオ ^{ジャムフレイバー} JamFlavor を結成。結成後は、難波と梅田2ヶ所を中心にストリートライブを開始。2016年3月には、1st Mini Album「恋い焦がれ恋に瀕死」で avex infinity よりメジャーデビューした。JamFlavor 公式サイト <http://jamflavor.jp/>

m-floの大ヒット・チューン「come again」のカバーが朝日放送「ビーバップ!ハイヒール」11月度エンディング曲として放送。その「come again」も収録した2nd Mini Album『What's Jam?』が発売中。

「鳥羽ではなかなかストリートライブ等で音楽に触れる機会は少ないですが、音楽の道に進もうと思った決め手は何ですか。」

母親が音楽の教師をしていた事もあり、小さい頃から歌う事は好きでした。高校時代にHIPHOPやR&Bなどブラックミュージックに出会い、「日本にもこんなカッコいい音楽があるんだ。」と、みんなに知らせたいと言う気持ちが大きかったです。

「各地でライブ活動をされていますが、鳥羽でのライブはどのような印象ですか。」

みなと祭りや鳥羽の日、鳥羽の日前夜祭、色々と出させて頂きましたが、とてもホーム感があり温かさを感じました。しかし、まだまだ知名度も低いためこれからもっと多くの鳥羽人に知って頂けるよう頑張っていきたいと思えます。

「最後に、鳥羽市民へメッセージをお願いします。」

鳥羽からはたくさんの有名人や歌手が出ていますが、その方達も地元への応援があったからこそ活躍されているのだと、鳥羽で歌う度に思います。僕もその仲間入りが出来るよう、そして、音楽の力で鳥羽に貢献出来るよう頑張りますので、JamFlavorと言う名前だけでも覚えて頂けたら嬉しいです。応援よろしくお願いします。

編集後記

わたしの議会。(とば市議会だより) 第158号をお届けします。

市議会では、市民と議員が意見交換する場として、TOBAミライトークを実施しています。TOBAミライトークで地域の課題を共有することで、その課題が少しでも前に進む一助になればと思います。

まだまだ試行錯誤ではありますが、皇學館大学の板井准教授や池山助教からアドバイスを頂きながら、より良いものとなるよう改良していきます。

記 片岡直博



広報広聴委員が皇學館大学を訪問

広報広聴委員会	委員長	坂倉広子
	副委員長	山本哲也
	委員	片岡直博
	委員	河村 孝
	委員	井村行夫
	委員	浜口一利
	委員	世古安秀